

旧寺泊線鉄道敷環境美化事業「利用のきまり」

1 旧寺泊線鉄道敷環境美化事業の目的

- ・旧寺泊線鉄道敷における環境の悪化を防止するために、沿線周辺の環境美化に向けた取組みを行い、もって地域の住みよいまちづくりを実現することを目的とします。

2 事業地について

- ・事業地は、希望が丘2・3丁目から大山北公園付近の越後交通旧寺泊線鉄道敷です（図1）。事業地の愛称は「菜園さいえんきぼう」です。

3 区画の利用について

- ・事業地の区画（以下「区画」という。）を利用する人は、市長の許可を受けなければなりません。区画の利用形態は、家庭菜園や花壇として利用してください。

4 利用方法について

- ・利用を希望する人は、長岡市市民協働課に御連絡ください。
- ・市長は、区画の利用を許可したときは、利用者に利用許可証を交付します。
- ・管理は、市より委託を受けた事業地周辺の6町内会で組織する、旧寺泊線鉄道敷環境美化事業推進協議会（以下「推進協議会」という。）が行います。

5 利用条件について

- ・貸出期間は、すべての区画について同一の3年度を単位として、区画の利用の許可を受けた日から同一の3年度目の3月31日までとします。ただし、事業地の所有者により、開発や所有権移転などがあった場合は、この限りではありません。（本事業が終了となる場合もあります。）
- ・利用のきまりを遵守してください。守られないときは、貸出期間内の年度更新ができない場合があります。
- ・1区画の面積は20㎡を目安とします。
- ・参加料は2,000円/年とします。
- ・既納の参加料は、還付しません。ただし、利用者自身が原因でない事由により利用することができなくなったときや、その他市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができます。
- ・申込人数が募集数を上回る場合は、抽選により利用者を決定します。
- ・利用者情報は、市と推進協議会が管理します。お預かりした情報は、区画利用に関する連絡のみで使用します。

6 禁止事項について

- (1) 区画を家庭菜園や花壇以外の用途に使用すること。
- (2) 営利を目的として事業地を使用すること。
- (3) 樹木（果樹を含む）の栽培をすること。
- (4) 利用地の形状を変えること。
- (5) 利用地を第三者に転貸すること。
- (6) 近隣に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (7) 廃物、汚物等の搬入をすること。

7 利用に関すること

- (1) 利用者は区画内を使用し、南側の通路を確保してください。
- (2) 利用者が使用している区画の収穫後の葉等については、利用者が責任をもってかたづけしてください。
- (3) 利用者が使用している区画について、ゴミは持ち帰り、整理整頓を行ってください。
- (4) 区画の境に関するトラブルが発生しないよう、心がけて利用してください。
- (5) 沿線脇に駐車をしないでください。駐車場を使用してください。
- (6) 駐車場を使用する時は、特に周辺が住宅地であることを考慮して、迷惑とならないように騒音防止、アイドリングストップに協力してください。
- (7) 区画の利用に当たっては、怪我や事故に注意してください。
- (8) 春と秋に実施するU字溝、農業用水路の江^{えさ}浚い等の共同作業に参加してください。
- (9) 利用者は、施設等をき損や撤去したときは、その損害を賠償してください。
- (10) 利用者は推進協議会の指導・指示に従ってください。利用状況に応じて、同協議会が電話等をする場合があります。

8 利用許可の取り消しについて

- ・市長は、利用者が禁止事項やその他のきまりに違反したとき、その他市長が必要と認めたときは、利用の許可を取り消すことがあります。このことにより、利用者に損害があっても、市長は、その責めを負いません。
- ・禁止事項等の違反に関する判断は、市や推進協議会が行います。

9 利用を中止するとき

- ・利用者は、区画の利用を中止しようとするときは、長岡市市民協働課に文書で届け出てください。
- ・区画の利用を中止したとき及び貸し出しの期間が満了したときは、直ちに、利用していた区画を元の状態にもどしてください。利用の許可を取り消されたときも同様とします。

10 その他の事項

- ・事業地内及び隣接農業用水路における事故、盗難等のトラブルについては、市長は一切の責任を負いません。天災、病害虫、盗難その他の原因で発生した作物、器材等の破損及び事故についても同様とします。
- ・事業地の一部で、冬季間道路除雪のため雪置場として使用される場所があります。この区画を使用する人は、雪消えの状況により利用開始が遅れる場合もありますので、御理解、御協力をお願いします。

(長岡市 市民協働推進部 市民協働課 電話 39-2388)



図1 事業地の位置